

危機関連保証第2条第6項の認定について（津山市）

第2条第6項（危機関連保証）

要件：次の（1）（2）の事項に該当すること

- （1）申請者が指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- （2）法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

認定に必要な書類

1. 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書
2. 最近1か月間の実績とその後2か月間の見込の売上等を証明するもの
（例）試算表、売上台帳、各月の売上高等を記載するものであって法人（個人）により真正性を証明したもの等
3. 2. の前年同期の売上高等を証明するもの
（例）試算表、売上台帳、決算書等、各月の売上高等を記載するものであって法人（個人）により真正性を証明したもの等
4. 申請者が指定を受けた地域において継続して事業を行っていることが確認できる書類の写し
（例）履歴事項全部証明書又は商業・法人登記情報書（いずれも3か月以内のもの）、確定申告書（直前2年分）等
5. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状